

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期																																																
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	家計応援給付金給付事業	<p>①食料品等の物価高騰による家計負担の増加は全市民に波及しており、その負担軽減を図るため早急な支援が求められている。現金給付事業は、商品券等の支援策と比較して短期間での実施が可能であり、かつ事務経費も圧縮できる見込みであることから、市民1人あたり5千円の給付金を支給するもの。また、特に経済的な影響の大きい令和7年度住民税非課税の世帯の方へは1人あたり2千円を加算するもの。</p> <p>②給付金及び事務費</p> <p>③家計応援給付金:【課税世帯】@5,000円×79,500人=397,500,000円、【非課税世帯】@7,000円×14,500人=101,500,000円、時間外手当:300,000円、消耗品費:200,000円、通信運搬費:確認書送付@110円×45,500件=5,005,000円、確認書返信:@130円×18,000件=2,340,000円、振込通知送付:@110円×18,000件=1,980,000円、書類不備連絡:@110円×1,800件=198,000円、書類不備返信 @130円×1,800件=234,000円、振込手数料口座振込手数料:@220円×46,000件=10,120,000円、組戻し手数料:@660円×300件=198,000円、電算委託料10,872,000円、コールセンター等業務委託料3,267,000円、使用料及び賃借料(パソコン・プリンタ・コピー機):2,480,000円</p> <p>④基準日(令和8年3月17日)時点で津山市に住民票登録がある方約94,000人(45,500世帯)</p>	R8.4	R8.12																																																
2	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金(基本料金)無償化事業	<p>①物価高騰が市民生活や事業者の経済活動に影響をもたらしている状況を踏まえ、水道使用者の経済的負担を軽減するため、水道料金の基本料金を減免する。</p> <p>②水道料金のうち基本料金部分を減免することに要した費用についての補助金</p> <p>③官公署等を除く市内の水道使用者に対し、令和8年6月検針分～9月検針分(2期4ヶ月分)の基本料金</p> <table border="0"> <tr><td>φ13mm</td><td>59,855件</td><td>×</td><td>1,760円</td><td>=</td><td>105,344,800円</td></tr> <tr><td>φ20mm</td><td>24,129件</td><td>×</td><td>3,080円</td><td>=</td><td>74,317,320円</td></tr> <tr><td>φ25mm</td><td>1,784件</td><td>×</td><td>4,730円</td><td>=</td><td>8,438,320円</td></tr> <tr><td>φ40mm</td><td>862件</td><td>×</td><td>6,380円</td><td>=</td><td>5,499,560円</td></tr> <tr><td>φ50mm</td><td>307件</td><td>×</td><td>7,920円</td><td>=</td><td>2,431,440円</td></tr> <tr><td>φ75mm</td><td>95件</td><td>×</td><td>9,460円</td><td>=</td><td>898,700円</td></tr> <tr><td>φ100mm</td><td>18件</td><td>×</td><td>12,650円</td><td>=</td><td>227,700円</td></tr> <tr><td>φ150mm</td><td>2件</td><td>×</td><td>16,830円</td><td>=</td><td>33,660円</td></tr> </table> <p>減免対象外分=△3,400,760円 水道システム減免対応委託料=1,540,000円 計=195,330,740円</p> <p>④津山市内に水道装置を有し、津山市と給水契約を締結している全ての使用者 (※官公署、公立学校及び津山市外(行政区域外)の使用者は対象外)</p>	φ13mm	59,855件	×	1,760円	=	105,344,800円	φ20mm	24,129件	×	3,080円	=	74,317,320円	φ25mm	1,784件	×	4,730円	=	8,438,320円	φ40mm	862件	×	6,380円	=	5,499,560円	φ50mm	307件	×	7,920円	=	2,431,440円	φ75mm	95件	×	9,460円	=	898,700円	φ100mm	18件	×	12,650円	=	227,700円	φ150mm	2件	×	16,830円	=	33,660円	R8.4	R8.9
φ13mm	59,855件	×	1,760円	=	105,344,800円																																																
φ20mm	24,129件	×	3,080円	=	74,317,320円																																																
φ25mm	1,784件	×	4,730円	=	8,438,320円																																																
φ40mm	862件	×	6,380円	=	5,499,560円																																																
φ50mm	307件	×	7,920円	=	2,431,440円																																																
φ75mm	95件	×	9,460円	=	898,700円																																																
φ100mm	18件	×	12,650円	=	227,700円																																																
φ150mm	2件	×	16,830円	=	33,660円																																																
3	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金減免等事業補助金	<p>①物価高騰が市民生活や事業者の経済活動に影響をもたらしている状況を踏まえ、水道基本料金の減免が受けられない、水道供給区域外等に在住する者に対して、減免相当分の補助を行うもの。</p> <p>②水道供給区域外等の在住者に対する補助金及び事務費</p> <p>③2期分4ヶ月分の基本料金相当額 φ13mm 500件×1,760円×=880,000円 通信運搬費:@110円×250件×3回=82,500円</p> <p>④市民、事業者(官公署等は除く)</p>	R8.4	R9.3																																																
4	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	小学校給食費支援事業	<p>①物価高騰の影響を受ける子育て世帯の支援を目的として、保護者負担分となる学校給食費について支援するもの(教職員分を除く)。</p> <p>②補助金</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の支援基準額(5,200円/月)を超過する部分(642円/月)についての補助金。 年間給食費 小学生4,547人×一食単価340円×年間回数189回=292,190,220円…① 国支援基準額 4,547人×5,200円/月×11月=260,088,400円…② <p>補助金(①-②) 292,190,220円-260,088,400円=32,101,820円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録している児童のうちアレルギー等の理由により給食を食べることができない児童の保護者に対する国支援基準額及び超過額相当分の支援 年間給食費 対象者10人×一食単価340円×年間回数189回=642,600円 <p>④津山市小学校児童保護者(津山市学校給食会) ※別紙2公表URL https://www.city.tsuyama.lg.jp/article?articleId=65b39e5add20c401ef318c39</p>	R8.4	R9.3																																																
5	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	中学校給食費支援事業	<p>①物価高騰の影響を受ける子育て世帯の支援を目的として、給食費高騰分について支援するもの(教職員分を除く)。</p> <p>②補助金</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度給食費一食単価(395円)と前年の給食費負担額(325円)の差額についての補助金。 年間給食費 中学生2,396人×一食単価395円×年間回数178回=168,462,760円…① R8保護者負担額 2,396人×325円/回×年間回数178回=138,608,600円…② <p>補助金(①-②) 168,462,760円-138,608,600円=29,854,160円</p> <p>④津山市中学校生徒保護者(津山市学校給食会) ※別紙2公表URL https://www.city.tsuyama.lg.jp/article?articleId=65b39e5add20c401ef318c39</p>	R8.4	R9.3																																																